

横 安 危 第 1 3 4 号
平成 22 年 (2010 年) 3 月 29 日

各町内会・自治会長 様

横須賀市役所 市民安全部長
(公印省略)

横須賀市地域防災計画の改訂について

平素から、本市の防災行政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

この度、平成 17 年度に改訂を行った地域防災計画（原子力災害対策計画編を除く）について、近年発生した災害の教訓や研究の成果、関係法令等の改正、社会情勢の変化などを反映し、さらに市の防災対策をより具体的かつ実践的な計画にするために、全面的に改訂を行いました。

改訂の内容は多岐に亘りますが、皆様にも、是非知っておいていただきたい事項について、別紙のとおり取りまとめましたので、ご高覧いただきたくお送りいたします。

今後も、より実践的な計画としていくため、必要に応じた修正等は常に行っていくこととしておりますので、適宜、ご意見をお聞かせいただければ幸いです。

なお、地域防災計画書は、次の場所で閲覧することが可能ですので併せてお知らせいたします。

- ・市民安全部、各行政センター、市政情報コーナー、役所屋
- ・横須賀市ホームページ「よこすか防災ナビ」で公開
(<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/bousainavi/keikaku-hon.html>)

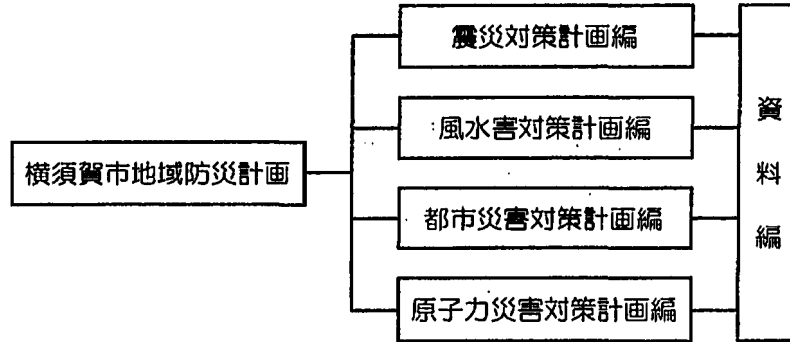
事務担当は、横須賀市役所 市民安全部危機管理課
岩崎・小沼 (ダイヤル 046-822-8357)

横須賀市地域防災計画の改訂について

1 改訂のポイント

(1) 地域防災計画の構成

列車の脱線事故や海上事故など、震災や風水害とは異なる災害への対応を、「都市災害対策計画編」として明確にし、また、他の自治体で一般的に使用されている「震災対策計画編」という名称を使用するなど、地域防災計画の構成や各計画編の名称等を下図のとおり変更しました。

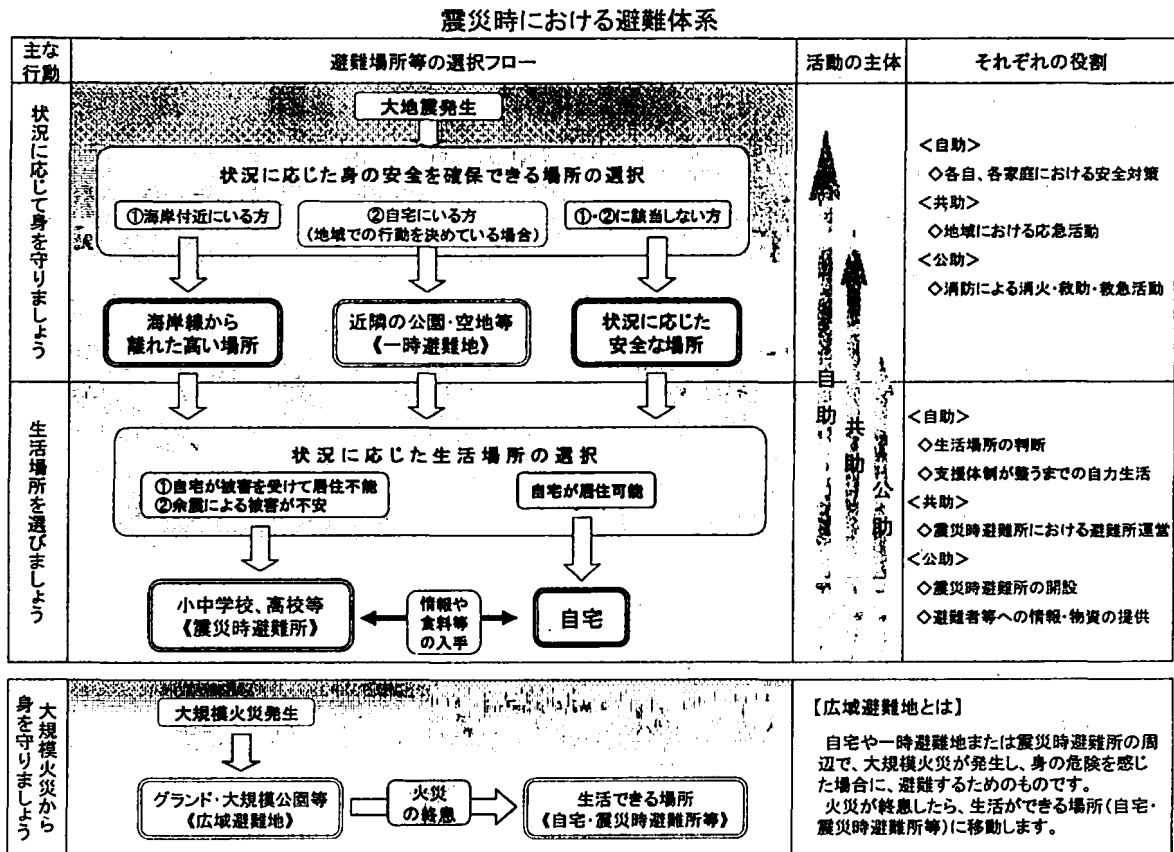


(2) 避難体系図の作成

震災時と風水害時の2つの災害種別に対応した避難体系図を策定しました。

① 震災時の避難体系図

震災時の避難体系図は、大規模火災から身の安全を守るための広域避難地と、自宅で生活できなくなった方が一時的に生活するための震災時避難所について、それぞれの役割を正しく理解して、避難行動がとれるものとししました。

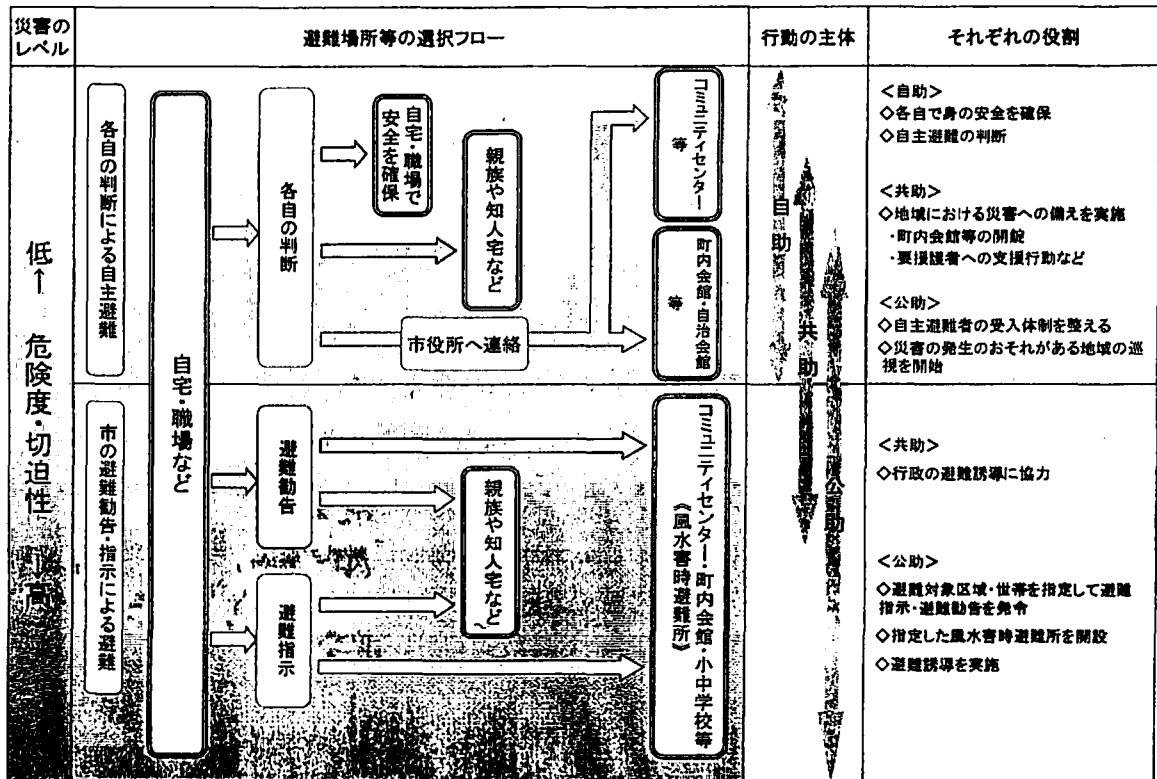


② 風水害時の避難体系図

台風の接近や大雨などはある程度予測できるものです。したがって、自宅において自らの安全を確保することや、自らの判断で自主避難することも重要なことです。

そこで、風水害時の避難体系図では、自助として各自の判断に基づく行動と、市が発令する避難勧告や避難指示を行う場合の行動について整理しました。

風水害時における避難体系



(3) 避難地・避難所の見直し

① 広域避難地

広域避難地の役割を「震災時に発生した大規模火災から身を守るための空地」と明確にし、大規模火災からの確に避難できるよう、「〇〇付近一帯」などの表現を廃止しました。また、個々の広域避難地についても、学校敷地を指定する場合については「〇〇小学校グラウンド」とするなど、空地であることがイメージできるような名称を見直し、火災状況に応じ、よりの確で柔軟な避難ができるよう割り当て地区の表記を削除しました。

② 震災時避難所・風水害時避難所

避難所については、従来、地震と風水害に応じた避難所を「応急避難所」という一つの名称で指定していたため、何から避難するための避難所なのかが分かりにくかったため、避難目的をイメージできる避難所の名称に変更しました。

地震時の避難所を「震災時避難所」、風水害時の避難所を「風水害時避難所」と整理します。

(4) 避難情報について

避難にかかわる情報を避難準備情報、避難勧告、避難指示の3つに分類し、その情報発令時における行政の行動と住民の行動を明確にしました。

- ① 避難準備情報（災害による人的被害の発生のおそれがある状況。）
 - ・行政の行動：避難準備情報を伝達し、自主避難者の受入体制を整える。
 - ・住民の行動：自主避難や自宅での安全を確保する。
- ② 避難勧告（災害による人的被害の発生の危険性が高まった状況。）
 - ・行政の行動：対象区域及び世帯に避難勧告を伝達し、対象世帯数や災害種別に適した避難所を開設する。
 - ・住民の行動：対象区域の住民は、避難を開始する。
- ③ 避難指示（災害による人的被害の発生する危険性が非常に高い状況。）
 - ・行政の行動：対象区域及び世帯に避難指示を伝達し、対象世帯数や災害種別に適した避難所を開設する。
 - ・住民の行動：対象区域の住民は、直ちに避難する。

(5) 公共空地と公共施設の利用

災害時の応急対策及び復旧・復興対策に欠かすことのできない公共施設や空地について、主な利用形態を次のとおり定義し、候補施設等の指定を行いました。

- ① 地域医療救護所
医師会と調整を図り、コミュニティセンターなど市内9施設を指定
- ② 物資配送拠点
市内の4つの体育会館を指定
なお、災害規模や地域の被害状況により、遺体収容施設を4つの体育会館施設の中から選択して使用することもあります。
- ③ 応急仮設住宅の建設予定地
不入斗陸上競技場などの公園を指定（17箇所）
- ④ 災害廃棄物の集積予定地
くりはま花の国などの空地を指定（5箇所）
- ⑤ ライフライン関係機関の集結拠点
馬堀海岸公園（馬堀プール）を指定

(6) 避難所運営の事前検討

震災発生後の避難所運営を円滑に行うため、市民安全部が主体となり、地域の複数の震災時避難所の運営を事前に協議する「震災時避難所運営連絡会」を設置し、「震災時避難所運営マニュアル」の作成を推進する体制を整えました。

(7) 食糧・生活関連物資の備蓄場所

災害発生後、より速やかに被災者に食糧や物資を供給するために、食糧・生活関連物資の備蓄場所を見直しました。